

化粧品基準の一部を改正する件 新旧対照表

化粧品基準（平成12年厚生省告示第331号）

改正後		改正前	
化粧品基準 1～5（略） 別表第1～3（略） 別表第4 1. すべての化粧品に配合の制限がある成分		化粧品基準 1～5（略） 別表第1～3（略） 別表第4 1. すべての化粧品に配合の制限がある成分	
成分名	100g中の最大配合量(g)	成分名	100g中の最大配合量(g)
サリチル酸ホモメンチル	10	サリチル酸ホモメンチル	10
2-シアノ-3,3-ジフェニルプロパー2-エン酸2-エチルヘキシルエステル（別名オクトクリレン）	10	2-シアノ-3,3-ジフェニルプロパー2-エン酸2-エチルヘキシルエステル（別名オクトクリレン）	10
ジパラメトキシケイ皮酸モノ-2-エチルヘキサン酸グリセリル	10	ジパラメトキシケイ皮酸モノ-2-エチルヘキサン酸グリセリル	10
<u>トリスビフェニルトリアジン</u>	<u>10.0</u>	（新設）	（新設）
パラミノ安息香酸及びそのエステル	合計量として4.0	パラミノ安息香酸及びそのエステル	合計量として4.0
4-tert-ブチル-4'-メトキシジベンゾイルメタン	10	4-tert-ブチル-4'-メトキシジベンゾイルメタン	10

2. 化粧品の種類により配合の制限のある成分 (略)

2. 化粧品の種類により配合の制限のある成分 (略)

註、下線部を変更